

## 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会（第4回）

日時：令和2年12月14日（月）15：00～17：00

場所：AP 日本橋会議室 F（WEB 会議）

### ○環境省（東）

定刻となりましたので、ただいまより「第4回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。事務局を務めます環境省動物愛護管理室の東と申します。

開会に当たりまして、幾つか注意事項などがございますので、私から説明させていただきます。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点を中心にお願い事項が幾つかございます。マスクの着用をよろしくお願いたします。ソーシャルディスタンスの確保のため、席の間を離れた配置とさせていただいておりますが、携帯電話の使用や会話はお控えください。検討会終了後、3つの密が発生しないよう、会場からは速やかな退席をお願いいたします。

また、一般的なお願い事項といたしまして、本日の検討会では、写真撮影は会議の冒頭のみとなります。議事の進行の妨げとなります会議中の写真撮影はお控えくださいますようお願いいたします。あわせて、携帯電話の電源もお切りくださいますよう、御協力をお願いいたします。

次に、傍聴についてですが、本日は密状態を避けるために、会場での傍聴人数を制限させていただいております。代わりに、本日の会議の様子については、YouTube チャンネルのサブチャンネルでライブ配信を行っております。従いまして、ライブ配信の傍聴者に分かりやすいように、各委員の皆様におかれましては、御質問や御意見を述べられる際は、大変お手数ではありますが、御所属とお名前をその都度おっしゃっていただければ幸いです。よろしくお願いたします。

次に、お手元の配付資料一覧に沿って資料の確認を行います。なお、オンラインで参加の川田構成員、横田構成員、太田構成員の皆様には、事前に事務局から電子媒体を送付させていただいております。また、ライブ配信の傍聴者の皆様におかれましては、環境省の報道発表資料に掲載のリンク先から、本日の会議資料掲載ページに飛ぶことが可能です。

議事次第1枚目から1ページめくっていただきますと、裏に配付資料一覧がございます。資料1は「愛玩動物看護師の受験資格について」、資料2は愛玩動物看護師法附則第3条第2項に定める者、いわゆる現任者についての資料が2-1から2-3までございます。資料3は、「修学等の状況に応じた認定動物看護師資格を有する者の国家試験受験資格の取扱い

について」ということで、資料が3-1から3-3までございます。資料4は、「愛玩動物看護師法施行スケジュール（想定）」という形で御用意させていただいております。

参考資料1から4までは、記載の通りでございます。万が一、落丁等がございましたら、近くのスタッフまでお願いいたします。

また、お手元にこれまでの検討会の資料及び議事録を綴じたファイルを配付させていただいております。こちらは、会議終了後お持ち帰りせずに、置いておいていただければと思います。

それでは、この後の議事進行につきましては、西村座長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○西村座長

皆さん、こんにちは。今日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議題は、(1)から(3)まで分かれています。いずれも関連する議事ですので、受験資格の特例と愛玩動物看護師法附則第3条第2項に定める者、いわゆる現任者について、をまとめて事務局から説明していただきます。

また、第2回検討会におきまして、認定動物看護師の資格を持つ現任者をその知識と技能を考慮し、講習会や予備試験等で、一部免除などの優遇措置の仕組みがあることが望ましいとの御意見がありました。そのことを踏まえて、修学等の状況に応じた認定動物看護師の受験資格の取扱いについての資料を事務局に作成していただきました。

本日は、この2つについて、御説明いただきたいと思います。

また、今日の議論を行う上で、いくつかの点はクリアにしておきたいと思います。資料1を御覧ください。

資料1の一番下の段に特例措置【未就学者】とありますが、ここがいわゆる現任者に当たる方でございます。現任者というのは、以前にお配りした資料の衆議院と参議院の附帯決議に、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないように十分に配慮することと、両方に書いてありますので、現在動物看護師として働いている方が中心になると思います。また、それを教育する方や、これまでの議論でこういう仕事にも広がってほしいというお話がありましたので、その辺までというところを含めて現任者となるかなと思っております。そこはまず御理解をいただきたいと思います。

またこの枠組みは法律で決まっておりますので、法律を超えて何かをすることはできないということも御理解をいただければと思います。

これまでいろいろな御意見をこれに関してたくさんいただきました。本当にありがとうございます。御意見をいただきましたので、議論もスムーズに進むかなと思います。これを踏まえた上で、今日は修正案を事務局の方から説明していただきます。ですので、今日、御議論をいただくのは、修正案です。なぜそのように修正をしたのかの説明もあると思います。

が、そこについて議論していただきますので、1からまたということになるといつまで経っても話が終わらないということになりますので、修正案についての御意見がありましたらお願いしたいと思います。それでは、最初に資料1及び資料2について、事務局から御説明をお願いいたします。

#### ○環境省（小高）

環境省の小高でございます。事務局より、資料1及び資料2について御説明いたします。

資料1につきましては、今、西村座長の方から御説明があった通りです。本日の御議論の中心になるのは、資料1の一番下にある特例措置【未就学者】についての御議論ということで、改めて御承知おきいただければと思います。

次に、資料2-1について、御説明申し上げます。資料2-1につきましては、事前に構成員の皆様からいただいた御意見について、それを踏まえた事務局の方向性について記載をしております。全体で4つの構成になっておりますが、1つ目から御説明いたします。

1 ページ目、<1. 「5年以上の」算定方法のとりまとめの方向性について>を御覧ください。冒頭に事務局の考え方を記載しております。事務局といたしましては、「勤務形態によっては実務経験に差が生じうるが、現任者の知識及び技能の水準については、予備試験及び国家試験で担保することとし、5年以上の算定方法について、表現を精査の上、事務局が示した方向性としてはどうか」という考え方にしております。

その下の3列ございます一番左の列に事務局案の記載がございます。2ページ目にかかりますが、事務局案としては2つ記載をしております。

1 ポツ目としましては、5年以上に含まれる期間については、雇用契約に基づく契約期間を業務に従事した期間として、非常勤である者や兼業をしている者も一定数いることが考えられるので、常態として週1日以上勤務であった期間について認めるとしてはどうかという考えをお示ししておりました。

2 ページ目の冒頭のポツにございますが、「5年以上」は連続した5年である必要はなく、通算5年以上あれば良いこととするという考え方を示しておりました。

こちらについての事務局案への御意見でございますが、①から⑤まで御意見を頂戴しております。①につきましては、週1日の勤務と常勤では実務経験に大きな差があるということや、非常勤の者については、通算の時間数などの基準を設けてはどうかという御意見をいただきました。②につきましては、事務局案は差し支えないのではないかと御意見をいただきました。

まず、①及び②についての事務局の考え方ですが、勤務形態が多様である動物看護師の実態を鑑みて、基準を幅広く設けることが適当ではないか、また、勤務時間数の基準を設けた場合は、それを証明する雇用者等に負担がかかるのではないかと考えております。

2 ページ目にいきまして、③についてですが、週1日ボランティアをした者も含まれることに違和感があること、また、動物取扱業者を含めた場合の懸念等についての御意見を頂戴

しております。

こちらについては、後述する<「2. 業として」の内容のとりまとめの方向性について>において詳細を記載しておりますので、ここでは説明は割愛いたします。

④については、雇用契約が不明瞭な者や自営の者はどのように取り扱われるのかということでございます。

事務局といたしましては、類似の法律の1つである公認心理師の例を踏まえれば、週1日の勤務時間数に関し最低限の時間数の定めは設けず、反復継続する意思を持って従事するボランティアを実務経験として認めることは差し支えないという考えでおります。また、自営の場合も、公的な書類で自分を証明する術はあるかと思っておりますので、それらの公的な書類等をもって判断することとなると考えております。

3ページ目の⑤でございますが、過去5年以上勤務した者については、いつまで遡ることができるのかという御質問をいただいております。法附則第3条第2項には、実務経験の起算日に関する規定が存在しませんので、現任者の過去全てが含まれると考えております。

次に4ページ目です。<2. 「業として」の内容のとりまとめの方向性について>です。元々の事務局案に対する赤字見え消しになっております。

事務局案を順に申し上げます。1) 獣医療法に規定する飼育動物診療施設については、事務局案に対する御意見は特段ございませんでした。

5ページ目、2) 動物愛護管理法に規定する第1種動物取扱業者あるいは第2種動物取扱業者について、元々の事務局案には規定がございました。こちらについては、①から③の3点ほど御意見をいただきました。

①といたしましては、現任者については、獣医療分野と愛護・適正飼養分野の両方を行っている者が適切という御意見や、②といたしましては、トリマー、ドッグトレーナー、ブリーダー、ペットシッターなど、独立開業している者が含まれることに懸念があるという御意見や、③といたしましては、動物取扱業全てを含めることに疑問はあるものの、受験資格を広く認めるという主眼があるのであれば、含めることに異議はないという御意見をいただきました。

こちらについては、冒頭のとりまとめの方向性の見え消しに記載の通りでございますが、動物取扱業者については、第1種動物取扱業者の動物取扱責任者のみ認めることにしてはどうかと考えております。1番右の列の事務局の考え方として、公認心理師法の考え方を参考にしまして、そもそもどこまでを現任者と実務経験の中で認めていくかについては様々な御意見がございますが、まず冒頭座長が申し上げたように、現任者とは、曲がりなりにも現在働いている動物看護師が現任者であるということの前提に立ちつつ、法制度の全体像を見たり、他の法令との見比べをしていく中で、今回、診療の補助、看護、愛護・適正飼養の3つの業務が法律に規定されておりますが、その看護と愛護・適正飼養のいずれかを業として取り扱っていれば法令上は実務経験者として取り扱うことは問題ないということで、このような考え方しております。

その上で、委員の先生からも御指摘があったところですが、やはり動物取扱業全般ということになると、あまりにも業務内容の担保が難しいということもありますので、第1種動物取扱業者の動物取扱責任者、令和元年の動物愛護管理法の改正の時に、動物取扱責任者の要件に愛玩動物看護師の国家資格者が定められたこととの整合性も取れるものと考えておりますので、ピン留めはここまでということで、考え方をお示ししております。

次に、6ページ目、3) 同等と認められる施設についてですが、海外の飼育動物診療施設と、製薬会社等の実験動物施設の2つについて記載をしておりました。

こちらについては、どのような業務が行われているかの確認や、動物病院と実験動物施設の差異の確認をする必要があるという御指摘を踏まえ、然るべき方法で確認することとしたいと思っております。

また、②ペットフード会社と動物関連の出版会社のところは、そのことのみをもって愛護・適正飼養に従事したとは言い難いと考えております。

7ページ目、4) 国又は地方公共団体の公務員の扱いですが、こちらについては2つ御意見をいただいております。

①事務職として勤務していた者を実務経験として認めることはいかかなものかということで、現任者の受験資格としては不要という御意見や、②公務員の関連法令の施行事務に従事した者が該当するのであれば、公益社団法人において、そういった業務に従事した者も対象に入れるべきではないかという御意見をいただきました。

①につきましては、後述に出てきますが、今回、「業として」の経験と解することは不適切ということも考えられるので、国又は地方公共団体の公務員については、後述する農林水産大臣又は環境大臣が同等以上の経験を有する者として認める者のカテゴリーに規定することとしたいと考えております。

公益社団法人の方については、公務員は法律に基づく事務に直接従事するのですが、公益法人の方はその活動内容の判断基準を示すことが難しいと考えておりますので、ここでは規定はしないと考えております。

続きまして、8ページ目です。3. 農林水産大臣又は環境大臣が5年以上業として行った者と同等以上の経験を有する者として認める者についてのとりまとめの方向性について記載しております。同じように赤字の部分が修正箇所でございます。

先ほどの国又は地方公共団体の公務員のくだりは、ここの3) に移動させております。

8ページ目の冒頭、事務局案への御意見のところですが、1) 教員として従事した期間についての考え方でございます。事務局案の場合は、動物看護や適正飼養以外を専門としている教員も含まれることから、ここは「教員として」ではなく、「当該知識及び技能の教員として」と修正すべきだと御意見をいただきましたので、この点は反映させております。

また、②「学校その他の教育機関」という表現が明確ではないので、認定動物看護師試験の受験可能校という基準を設けた方が明確ではないかという御意見をいただきました。

こちらにつきましては、認定動物看護師受験可能校以外にも動物看護師を養成する教育

機関がございまして、これらの教育機関を含める場合、既存の基準では明確なものがないので、幅広く適用可能な基準とすることが適当ではないかと考えております。

9ページ目、同じく教員のくだりとして③ですが、教員の中にも、正規職員、非常勤職員、学生実習の補助者などがいますが、何かしらの基準が必要ではないかという御意見をいただきました。

こちらにつきましては、正規職員、非常勤職員を問わず、同等の勤務実態がある者としてはどうかとした上で、学生の病院実習の補助者については、附属動物病院で雇用されていると想定されますので、勤務していることの証明は可能ではないかと考えております。

2) 修学期間のところですが、事務局案といたしましては、動物看護師を養成することを目的としているが、法第31条又は附則第2条に規定する養成所の指定基準を満たさない養成所において、法律の施行前に入学して、修学した期間を、実務経験で換算することができる、同等以上のものとみなすことができるという扱いをしてはどうかという考え方であります。

こちらについての御意見としましては、4点ほどいただきました。

①として、動物看護教育の高位平準化が法律の成立のきっかけとなったことを受けて、指定基準を満たさない養成所での修学期間を実務経験とした場合、国家資格としてのレベルを保つことができるのか疑問という御意見、指定基準を満たさない養成所での修学期間を含めることは、教育の高位平準化が瓦解し、仮に容認するのであれば、講習会の内容とボリュームを増やすべきだという御意見をいただきました。

②として、養成所の指定基準に関する省令を令和3年度早々に定めていただくよう要望するといった御意見でございます。

これらにつきましては、まず、高位平準化の部分ですが、事務局案の措置は、愛玩動物看護師の受験資格を得られる養成所が決まっていない中で、進学先を選択した学生への救済措置としての位置付けと認識しておりますので、高位平準化に直接影響を与えるものではないと認識しております。養成所に入学した時期を限定することも一案ですが、入学した時期によって、逆に不公平が生じることとなるという考え方を示しております。

こちらにつきましては、資料2-3を御覧ください。本日お示しした事務局の考え方を表しております。資料2-3には、緑色で数字が書いているものと、赤色と青色と3段になっておりますが、事務局案としては、オレンジ帯の【案】としているものがこれに当たります。

何も措置しないとどうなるかについて、真ん中の※1の段でお示ししてございまして、仮に先ほどの資料1の水色の受験資格の資料で示された特例措置に入ってこれない養成所があった場合、2年制と3年制の学校が存在しておりますが、養成所として認定されるかどうか分からない状態で、例えば令和3年度や令和4年度に入学してくる学生は、結局その学校で修学したとしても、特例措置の対象の学校ではなかった場合、卒業した後、実務経験5年を積んで予備試験となりますが、その頃は既に予備試験が終了しており、受験可能回数が極めて限定され、場合によっては0回ということになり、チャンスが一度も得られないことになるので、ここについて救済をしていくという考えでございます。

参考までに※2につきましては、法律が成立した令和元年度の次の年度、令和2年度以降の学生を対象にした場合は、予備試験の受験可能回数がこうなるということをお示したものでございますが、この場合は、令和元年度と令和2年度の回数を比較して、むしろ令和2年度の方が3回と多くなってしまうため、入学年度によって不公平が生じるという課題がございますので、年度で線引きはせず、案の通りとしたいと考えております。

先ほどの資料2-1に戻ります。9ページです。

養成所の考え方のところですが、受験資格が得られる養成所が決まっていない中、逆に進学はせず、診療施設に就職を選択して、受験資格の取得を目指す者が、もしかしたら少なくなるのではと予想されます。このことから、一定の教育を受けた者を評価する仕組みが必要ではないかという考え方を持っております。

また、9ページ目の3ポツ目のところでは、指定を行うのは法施行以降となることから、令和4年5月までに入学した者まで救済することが適当ではないかと、先ほどの御説明と同じことを書いております。

10 ページ目、③養成所によっては、2年制の卒業後に更に1年制の専門課程を設けていることもあるが、これも修学期間に含めるのかという御質問がございました。こちらについては、2年制を卒業要件として、3年目以降の選択制のところは、卒業要件を満たす年数とすることが適当ではないかと考えております。

④動物看護学科については、養成所によっては動物看護についても学ぶが、トリマーなどについても学ぶというような、様々な形態があるという御意見いただきました。

確かに、特に専修学校では様々な学科名の名称があることは承知しておりますので、学科名のみで判断することは困難であります。ただ、当該養成所の卒業証明書に加えて、通っていたコースの内容が分かるものなどを添付することにより、確認することが想定されるとしております。

最後になりますが、11 ページ、4. 実務経験等の証明方法についてのとりまとめの方向性については、事務局案の通りとしてはどうかとしております。

事務局案につきましては、実務経験に係る申請に当たっては、当該行為を業として行っていることについて、施設・事業所・団体の代表者の証明書の提出、また、廃業した場合等の対応も配慮が必要としております。

事務局案に対する御意見の①については、先ほどの動物取扱業のところ整理が終わっておりますので、割愛させていただきます。②実際に廃業した場合、実務の証明についての配慮はどのようなイメージがあるのかという御意見をいただいております。

こちらにつきましては、参考資料1に介護福祉士、公認心理師、キャリアコンサルタントの実際の例を示した資料を準備しております。

他資格では、給与明細、勤務表、出勤表、雇用契約書、雇用保険、年金の記録に関する書類等を求めています。こうした他資格の例を参考に、可能な範囲で幅広く認められるよう指定試験機関と検討を進めてまいりたいと思っております。

最後に、資料2関係では資料2-2にまだ触れておりませんが、こちらにつきましてもの詳細な説明は省きます。資料2-2は、今、この時間で説明した実務経験の換算の仕方の類例を例1から例7まで書いておまして、それぞれ受験資格の有無を一番右に書いておますので、皆様の御理解の一助にいただければ幸いです。資料2関係の説明は以上でございます。

○西村座長

それでは、事務局が説明しました内容について、御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。受験資格に関しては凸凹は当然出てくるとは思いますが、そのために予備試験があるということになりますので、その辺を踏まえて御意見や御質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○水越委員

日本獣医生命科学大学の水越でございます。地方公共団体の公務員は入れずに、農林水産大臣又は環境大臣が同等以上の経験を有する者として認める者と規定するということが、確かに非常に人数は少ないとは思いますが、任期付きの公務員として本学の卒業生で動物愛護センターに勤務する者が数名おります。任期付きですので、正規ではないかもしれませんが、自治体に勤務しているということですので、できれば入れていただきたいということが1つと、もう1つは、これも同じく認める者に入るのかもしれませんが、盲導犬等の訓練施設にも動物看護師として入職している者が数名おります。こちらの実態として非常勤の獣医師の補助をしたり、訓練犬や盲導犬を動物病院に連れて行き獣医師の指示を受ける、健康診断の結果をとりまとめたりといった動物看護師としての仕事をしておりますので、そのような卒業生も受験できるようにより配慮をしていただきたいと思っております。以上です。

○西村座長

ありがとうございます。今の点、環境省はどうでしょうか。

○環境省（小高）

環境省小高でございます。

1点目につきましては、大変参考にさせていただきます。

2点目の盲導犬トレーナーのところですが。

○水越委員

トレーナーではありません。盲導犬の訓練施設に動物看護師として勤務しております。



○環境省（小高）

大変失礼いたしました。先ほどの資料でいうところの動物取扱業の中には訓練業がございますので、訓練業としての……。

○水越委員

盲導犬訓練施設は動物取扱業の中には入っていません。訓練施設の中には第2種に届け出をしているところもありますが、基本的には補助犬の訓練施設は非営利ですので第1種には入っていませんし、第2種にも入っていません。施設によって届け出しているところが一部あるということです。

○環境省（小高）

分かりました。そういう意味ですと、今の事務局案の中では文言として明確に位置付けているところはありませんが、資料2-1の4ページ目にあります2.「業として」の内容のとりまとめの方向性についてのところで、例えば3)のところに、上記と同等と認められる勤務先の例として、先ほど海外の飼育動物診療施設や実験動物飼養施設を書いておりますが、同等と認められる勤務先として、そういったものを例の中の並びに入れるという考え方が制度上はできますので、今頂いた御意見を踏まえ、環境省と農水省の方で検討いたします。

○西村座長

趣旨に合ったものというところが一番大切なところだと思いますので、ここは検討させていただくということにいたします。

他にいかがでしょうか。

○加隈委員

帝京科学大学の加隈です。今の部分と少し関わるかもしれませんが、動物取扱業者の扱いについてですが、新しい修正案の方では責任者に限ると案として出されてありますが、これを拝見した時に、元々は責任者に限られていなかったと思いますが、それはそれで広いなとは思いましたが、予備試験などのいろいろなハードルがあるので、広げることに反対はなかったのですが、逆に責任者に絞る、責任者の経験と限られていましたが、そうすると大きい事業者では複数の資格要件を満たす方がいる中で、たまたま責任者である1人に定めている場合もあるのではないかと思います。そうしますと、それはすごく不公平感が出てくるのではないかと思いますので、そこに関しては、動物愛護管理法で資格要件を定めているところと全て整合性を取って、その資格要件を満たす人であれば含めるということにできないのかと思いました。

また、関連ですが、今のように、実際に動き出した時に、これはどうなるのかというケー

すが、数は多くないかもしれませんが、いろいろなケースが出てくる可能性がありますので、どこかでこれは同等であると認める道をその他の形で設定することが可能でしょうか。3番の同等の経験を有する者として認めるという辺りも、今はかなり限定的かもしれませんが、読み切れないが対象として考えられ得るというものが出来た時には、個別に認定することが可能であれば、その方が不公平がないと思いました。以上、いかがでしょうか。

○西村座長

ありがとうございます。環境省、いかがでしょうか。

○環境省（小高）

御意見ありがとうございます。まず1点目についての動物取扱業者の責任者要件との整合性についての御意見ですが、動物取扱業者の責任者につきましては、今、動物愛護管理法の方では自治事務として、改正後の話ですが、実務経験と客観的な民間の資格の双方を備えた者が動物取扱責任者の要件に当てはまるのが1つの例としてありますが、客観的な資格というのが、自治事務の運用として、必ずしも国が一律にこれとこれとこれというように決めている現状が、これまでの運用上ないので、加隈先生のおっしゃる通り、動物取扱責任者でも要件は満たしているけれども、事業所ではたまたまその位置付けではないという方が、どれぐらいいらっしゃるかはまだ分かりませんが、確かにいらっしゃる可能性があります。しかし、そこまでの裾野の広げると運用上線引きが難しいと思っております。動物取扱責任者であることの証明は当然自治体に登録申請をする時に書いているので、確かに担保できるのですが、動物取扱責任者ではないけれど、普通に働いていて、資格も取っている方まで広げることは、運用上困難なところがあるというのが、環境省としての今の考え方もあります。

2点目の同等と認められる勤務先のところは、確かに、先ほども水越委員からいただいた御意見も踏まえての検討ということになりますが、後からあれもこれもと入ってくるのは、本来は公平ではないと思いますので、制度開始の時に、ある程度同等と認められる勤務先はお示ししておかなければならないと考えております。施行に入る前に、きちんともう1回ここについては、この例だけで足りるのかというところは慎重に検討したいと思っております。以上です。

○西村座長

ありがとうございます。

○加隈委員

追加ですが、先ほどお話があった第2種取扱業についてです。内容としてアニマルシェルターに関しては、適正飼養や保護動物の収容譲渡を行っているものだと思いますが、そこ

を修正案で外された理由がありましたら、教えていただけますか。

○環境省（小高）

元々の事務局案は、実務経験層を幅広く、動物愛護管理法の世界でも幅広くとってはどうかというスタンスで作っておりましたが、御意見の中には、当然、現任者は動物看護師が中心であって、今回、愛護・適正飼養が入ったことによって、確かに世界が一部広がりましたが、そこに動物取扱業の全ての人たちを現任者の範囲に含めることを、もう1回慎重に考えた結果、動物取扱業の責任者については、明確に施行規則の中で愛玩動物看護師の免許を持っている人が1つの要件として規定されているので、制度上の整合性や理屈がきちんと立つ線引きがどこかと考え、第1種動物取扱業の動物取扱責任者以外と第2種動物取扱業者は外したという結論です。第2種動物取扱業者がこうだから外したというよりも、動物愛護管理法の法律と施行規則で制度上整合性が付く範囲に留めたというのが、今回の修正案の趣旨でございます。

○西村座長

ありがとうございます。責任者は、1つの施設に1人しかいないのですか。

○環境省（小高）

事業所ごとに必ず1人以上は置かなければならないので、2人、3人いるところも、もしかしたらあるのかもしれませんが、1人以上はいます。

○西村座長

1人でないとだめということはないのですか。

○環境省（小高）

そうではないです。

○西村座長

他に御意見はありませんか。

○佐伯委員

日本小動物獣医師会の佐伯です。日本小動物獣医師会と少し離れたところの意見ですが、先ほど加隈委員から要望がありました同等と認められる勤務先についてはお答えがありました。ぜひしっかり検討をしていただきたいと思います。愛玩動物看護師がどういう魅力ある仕事になっていくかに関わることだと思っています。例えば、先ほど水越委員からもお話がありましたが、動物園や水族館の診療施設といった愛玩動物を対象としていなくても、

動物看護師がいるところもありますし、野生動物を対象とするとか、そういったところでも獣医師が活動するところには動物看護師がいると思います。ですので、今後の活躍の場になるところですので、十分に配慮いただきたいところだという意見です。以上です。

○西村座長

ありがとうございます。趣旨や現状の動物看護師の捉え方というところもあると思いますので、そこはしっかり考えて、必要であれば修正していきたいと思います。

○下菌委員

全国動物教育協会の下菌です。9ページにあります「動物看護師を養成することを目的にしているが」というところからの修学期間を就業期間に加えるということで、最初にこの検討をさせていただき書類が来た時には、私もいろいろと考えて難しいのではないかという意見も出させていただきましたが、動物看護師を夢見て、今、一生懸命学ばれている方々の夢を壊さないよう、ぜひその期間も就業期間に入れていくということを考えていただければと思っております。

ただし、10ページの④にあるような学科や名前で見えていくのではなく、教育内容を見ていただくということを示していただきましたので、ぜひその辺りはしっかりと厳重なチェックをしていただきまして、できるだけ高位平準化に頑張ってきた教育機関の皆様また学生も含めて努力が無駄にならないよう、緩み過ぎないように、力添えいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○西村座長

ありがとうございます。入学した学生はそここのところまで分からずに入った人もいるのではないかと思いますので、その人たちには少なくとも予備試験は受験できるようにしてあげたいということだと思います。

○東海林委員

日本愛玩動物協会の東海林です。2つ質問をさせていただきます。まず、8ページ目の上段、1)のところですが、平たく言うと、先生をやっていた人は講習会や予備試験を受けて受験資格を認めるという部類に属させるということだと思いますが、「動物看護師に必要な知識及び技能の教員として」というのは、カリキュラムや国家試験の勉強科目がこれから決まるとは思いますが、その内1科目の教員であっても、5年間を満たせばセーフになるのかどうか、教えていただきたいと思えます。

○環境省（小高）

ただいまの御指摘ですが、私もいろいろと学校の方の御意見を聞く中で、そもそも教員が

どこの範囲をどのぐらい教えているのかについて、また、教員という立場になる前の教員助手という形態もあるため、必ずしも網羅的に全国の学校や教員の状況を調べ切れてはいないのですが、恐らく今後決まっていくカリキュラムの科目の中で、それこそ当然にカリキュラムに合致する科目を教えている先生もいらっしゃるでしょう、そうではなくて、その科目の一部は教えているけれども、全部ではないとか、少しだけ引っかかっているなど、いろいろな先生方がいらっしゃると思っております。詳細な基準を決めていくのかどうかは、今後科目が決まった後の話ではございますが、学則上様々なルールが各学校にありますので、少なくとも一般の事務員とは区別されて、動物看護に係る必要な知識を教えている教員が無下に除外されない形で運用していきたいと思っております。

#### ○東海林委員

よろしくお願いたします。愛玩動物看護師の勉強の範囲は本当に広く、看護と医療補助、適正飼養の3ジャンルにまたがるわけですが、その3ジャンルにわたっての科目を教えられるスーパーマンのような先生は、現実にはおりませんし、例えば、適正飼養のジャンルだけに限ってみても、法令から行動学から、中身はこれから決まるのでしょうが、そこでかなりの科目を教えられる人というのは、本当に数が少ない、現実的にはいないのではないかと思います。カリキュラムが決まってからの話だとは思いますが、どの程度以上を教えていけば良いのかというのは実態を踏まえた上で、ほとんどの先生が外れるようであれば、該当しないようになっては、この特例措置の意味がないと思っておりますので、実態に合った形で運用を進めていただければと思います。

もう1点は、9ページ目の2)の一番左のところですが、質問すれば良かったのですが、「目的としているが」「養成所ではあるが」と、二重三重に書いてあるので、意味がとりにくかったのですが、要は、これから指定するであろう科目をきちんと履修させていない特例措置以外の養成所に入学し、修学した期間と解釈してよろしいでしょうか。

#### ○環境省（小高）

御指摘の通りで、ここについて言えば、冒頭の「動物看護師を養成することを目的としているが」がない方が、ここで言いたいことの趣旨は明確化されるかと思います。そして、御指摘の御理解でよろしいかと思っております。

#### ○東海林委員

そうですね。最初の目的としているのを外すのが良いのか、後ろから3行目にある養成所においてを外すのが良いのかはちょっと分かりませんが、二重三重に書いてある気がしましたので、少し分かりやすくしていただければと思います。以上です。

#### ○西村座長

ありがとうございます。ここにも教員の方がたくさんいらっしゃいますが、その科目を教えるのに、その知識だけでは教えられないですよ。広範な知識がないとその科目は教えられませんから。そういった意味では、教員をやっている方はかなり広範囲な知識を持っていると考えて良いのではないかと考えております。

他に御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。幾つかの御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。あらかじめ御意見をいただいたところは非常に役に立ったと、改めて御礼申し上げます。一部修正を加えますが、大方の御理解を得られたということで、事務局が示した取りまとめの方向性について、報告書案として取りまとめさせていただきたいと思います。

次に、資料3について、事務局の方から御説明いただきたいと思います。

#### ○農水省（中元）

農林水産省の中元でございます。それでは、資料3-1から御説明させていただきます。こちらの資料につきましては、第2回検討会において、認定動物看護師の資格を持つ現任者はその知識と技能を考慮し、講習会や試験の一部免除など、優遇措置の仕組みがあることが望ましいといった御意見がございました。そのことを踏まえまして、事務局が整理したものになります。

具体的にはここに書かれている通りですが、認定動物看護師をその修学等の状況に応じ、①から③まで区分し、講習会の一部を免除するという取扱いを御提案させていただいております。なお、赤字の部分につきましては、本日の検討会の開催に際しまして、構成員の皆様方からあらかじめいただいた御意見を踏まえまして、修正をした箇所になります。

取扱いについては書かれている通りですが、もっと分かりやすく御説明できればと思いついて、図で示したものを資料3-2としてお付けしておりますので、そちらの方で御説明をさせていただきます。資料3-2を御覧ください。

タイトルは、「既卒者・在学者及び現任者の講習会の例（認定動物看護師取得の有無に応じた講習会の取扱い）」となっております。まず、そもそもの法律の建付の御説明になりますが、愛玩動物看護師法では、1) 附則第2条第1号に該当する既卒者・在学者につきましては、①の通り、講習会を修了し、本試験を受験する必要があります。

もう1つの受験ルートとしまして、2) 現任者がございます。現任者につきましては、①の通り、実務経験5年を経た上で、講習会を修了し、予備試験を経て、本試験を受験する必要があります。

この2つの受験ルートに進むパターンのうち、認定動物看護師の資格を有している方につきましては、修学等の有無に応じて講習会の負担軽減措置の対象と考えてございまして、資格取得者は1) の②、2) の②と③の3つに区分しております。

順番に御説明申し上げます。まず、1) 既卒者・在学者のうち、②認定動物看護師の資格を持っている方につきましては、附則第2条第1号に該当する方になりますので、ここでは

認定動物看護師のコアカリキュラムの正規課程を修了した方を想定しております。このように修学歴をお持ちの方ですので、講習会につきましては、実技相当を受講することとしてはどうかと御提案をさせていただきます。

その次の2) 現任者の②、実務経験者ルートで受験される方ですが、認定動物看護師の資格を取得された方のうち、動物看護課程の既卒者、こちらは※2番でお示した通り、附則第2条第1号に該当しない課程の既卒者になります。この方につきましては、実務経験ルートで受験することになりますが、修学歴をお持ちですので、講習会では実技相当を受講するという御提案をさせていただきます。

その下の③実務経験のみ、認定動物看護師の資格を取得されていますが修学歴等がない方につきましては、実務経験と認定動物看護師の資格を有していることを踏まえまして、今後検討される講習科目の一部を免除することにしております。

なお、具体的な講習会の免除科目につきましては、現段階ではまだ講習会の内容が決定されておきませんので、今回の検討では、取扱いの方向性についてまず御検討いただければと考えております。

続きまして、資料3-3を御覧ください。愛玩動物看護師の現任者と認定動物看護師の受験資格を比較した例となります。

繰り返しの説明になってしまいますが、愛玩動物看護師法では、現任者につきましては、(例1)の①と(例2)の①の通り、講習会とは書いておりませんが、講習会を経て、予備試験を受けて、本試験を受けるというルートになっております。

一方、認定動物看護師につきましては、点線の下②以降でそれぞれお示しておりますが、こちらにつきましては、平成23年度から段階的に認定制度が整備されてきた関係で、実務経験、修学歴、民間資格の保有など、様々な経歴をお持ちの方がいらっしゃいます。そのため、有資格者を修学等の状況に応じて、ただいま御説明申し上げた講習会の取扱いを作成した次第でございます。

なお、各年度ごとの認定動物看護師の受験資格、認定動物看護師の前身となった民間資格の受験資格につきましては、参考資料2、参考資料3として御用意しておりますので、適宜御覧いただくことにいたしまして、ここでの御説明は割愛させていただきます。

事務局が作成いたしましたとりまとめの方向性に関する御説明は以上になりますが、続きまして、御意見をいただいておりますので、資料3-1の1ページにお戻りください。

今、資料3-2で御説明申し上げたところが、①、②、③に文章で書かれています。これに際しまして、事前に構成員から御意見をいただいております。いただいた御意見につきましては、事務局の考え方を示し、本検討会の前に御覧いただいておりますので、特に御説明が必要だと思われましたものについてのみ、かいつまんで御説明させていただきます。

2ページ目を御覧ください。左の事務局案としましては、認定動物看護師を取得した方を3つに分けて、(1)、(2)、(3)ということで、それぞれ御説明させていただきました。

(1)につきましては、先ほど御説明申し上げました既卒者・在学者で認定動物看護師の

資格をもっていらっしゃる方です。(1)に書いております通り、機構が推奨したコアカリキュラムに基づく「動物看護学」を教育する学科、あるいはコースを有する専修学校課程、あるいは大学において、認定動物看護師になるために必要な単位、または時間を正規課程で修めた者ということで、実技相当のみの講習とすると御提案をさせていただきました。

こちらにつきましては、②の御意見として挙がっておりますのは、専門学校によっては、2年制の卒業の後に1年の専門課程を設けたり、不足している科目を補うための補講措置を行うことを予定しているところもあるので、こういったものも含めて対象としてはどうかという御指摘をいただいております。

②につきましては、事務局の考え方としましては、まず、都道府県が行う養成所の指定がございます。そこに正規課程に組まれない授業内容を確認して指定することは、指定に過大な負担がかかることと、指定に当たってのバラツキが生じる恐れがあるということで、原案の通りとさせていただきます。

3ページを御覧ください。③に認定動物看護師試験が、令和4年3月に終了するため、つまり、令和5年3月以降の卒業生は認定動物看護師試験が受験できないということで、認定動物看護師資格を持って、今回の優遇措置を受けることができない受験生を懸念された意見がございます。

こちらにつきましては、③についてのところに書いております通り、認定動物看護師試験に合格していない方に対して優遇措置を設けることは適当ではないと考えております。その下に書いております通り、法附則第2条第1号ロ及びニ、いわゆる在学者に該当する者であれば、卒業前に大臣が指定する講習会を大学や養成所で受けることも可能ということで、そちらで対応していただくことが適切ではないかという回答となっております。

④の実習の実施状況について、大学や専修学校に調査をして、少しでも講習会の負担を減らすための努力をしてはどうかという御提案をいただいております。

これも学生の負担を減らせないかという観点に立った御意見だと思っておりますが、個別の大学や養成所の事情を踏まえた場合、いろいろなパターンの講習会が必要になるということで、実施主体、受講者の双方に負担が生じる恐れがあるということで、こちらも原案の通りとさせていただきます。

4ページを御覧ください。(2)、3つの分類のうち、いわゆる現任者に該当する方で、学習歴がある方についての御意見でございます。当初の事務局案は、事務局案の(2)に書いております通り、「動物看護に関する課程を有する専門校・専修学校・短期大学・大学の既卒者のうち」と書いてございます。

その右側に御指摘としまして、①そういったコースを設けている学校としか書かれていないと、それ以外の学科の卒業生も読み込めてしまうのではないかということで、修正案をそのようにいただいております。

これにつきましては、右側の対応のところに、御指摘を踏まえ、修文する旨を書かせていただいております。今回のとりまとめの方向性につきまして修正をさせていただきます。



ります。

②認定動物看護師の資格を有していれば、実務経験5年以上でなくても受験資格を得ることができるのかという御指摘をいただいております。

こちらにつきましては、当初お示した資料が分かりにくいという関係でうまく理解していただけなかったのかと思いますが、冒頭説明いたしました通り、あくまでも法律に定まった受験ルートに乗った上で、さらに認定動物看護師の資格を持っているか持っていないかで講習会の内容を考えるということでございますので、実務経験5年以上が必要になります。

次に5ページを御覧ください。⑤を御説明申し上げます。不足の科目についての読み替えの御提案をいただいております。現在の民間資格について活用してはどうかという御意見だと思っておりますが、こちらにつきましては、右側の2つ目のボツに書いております通り、本取扱いは認定動物看護師の科目読み替えをしているものではなく、国家資格制度の制定までの経緯を踏まえて、講習会の負担の一部軽減措置を検討させていただいたものでございます。現段階で他の民間資格までその内容等を個別に評価をして、講習会の負担軽減を行う仕組みは考えていないとお答えいたします。

続きまして、6ページを御覧ください。事務局案の(3)は、3つの分類のうち実務経験のみある方、又は、当初それに加えて認定動物看護師以前に存在した民間資格により受験資格を得た者の2つを分類しておりました。これにつきましては、事務局案への御意見ということで、①一定の実務経験がある者に条件付きではあるが受験資格を付与するといった特例措置を講じる規定を、「又は」で繋いでおりますので、「民間資格」の取得を単に行った者にまで適用することは適当ではないという御意見をいただいております。

こちらにつきましては、民間の資格に対する事務局の考え方の中で、御指摘を踏まえ、修文しております。具体的には、「又は」以降を削除しております。

最後に7ページを御覧ください。第2回の検討会において御意見をいただいたものでございますが、予備試験の免除等に関する御意見でございます。

①としまして、認定動物看護師の資格は、一定水準の知識及び技能を持つ者として認定された全国统一資格であり、公的な資格とも考えられるといった御意見や、②としまして、何度も試験を受け、またキャリアがあり、現在に至る認定試験制度や現場の獣医療を牽引し、支えてきた人が対象になるということで、予備試験についても免除を検討してはどうかという御意見をいただいております。

何度も試験を受けたという方は、恐らく先ほどの資料3-3の例1の③のように、ここでは実務経験1年としか書いておりませんが、実務経験1年の方が受験されているというわけではなくて、当時実務経験10年以上あるような大ベテランの方が、まず民間資格を取得されて、さらに書類審査で認定動物看護師の資格を取得されて、その方に対して、予備試験、本試験を課すということは非常に負担が重いのではないかという御意見だと思っております。

7ページに戻っていただき、これに対する事務局の考え方の結論を申し上げますと、民間

試験である認定動物看護師の試験に合格していることをもって、国家試験である愛玩動物看護師の予備試験自体を免除することは、法律で規定された要件を満たさないということで困難であると考えておりました、そのために、今回認定動物看護師を取得されている方を3つの分類に分けて講習会の受講負担を軽減する措置を考えさせていただいたということでございます。

最後に、8ページを御覧ください。③に、仮に予備試験を受験せざるを得ない場合であっても、講習会の確認テスト程度のレベルで、講習会と一体で同日実施することも検討すべきや、受験手数料を無料もしくは低額としてほしいという御意見をいただいております。

こちらにつきましては、事務局の考え方としましては、検討会において、講習会を可能な限りオンラインで受講もできるようにすべきとの御意見もいただいております。予備試験と講習会が一体となった場合、オンラインで予備試験を受験するということになりますので、その実現可能性については検討すべきと考えております。

また、受験手数料につきましては、試験の実施に必要なコストを受験生全体で負担していただくという性質のものでございますし、また、その額は政令で定めるものでございまして、資格保持者の無償化又は減免については困難と考えております。

資料3につきましては、以上の説明になります。

#### ○西村座長

ありがとうございました。

資料3-2にありますように、(1)の人は講習会、本試験で、現任者は講習会、予備試験、本試験というこの部分は絶対に崩せないというところで、講習会の内容について、認定動物看護師を持っているかどうかで調整したということで、かなり妙案だと思います。

今の御説明について、何か御質問や御意見がありますでしょうか。

#### ○桜井委員

日本動物看護学会の桜井です。今の農水省さんの解説によりまして、資料3-2で現任者の(2)の②、③の件ですが、実務経験においてポイントを取得し認定動物看護師になった者が、イメージとしてネガティブなイメージにとらわれるのではないかと思います、その方々の名誉のために発言いたしますと、当時、実績のポイント制にしまして、それ以前の民間資格を持っている者は各自20ポイントしか持ち点がなく、全部で200ポイントを取らないと認定されなかったというかなりハードルが高いものでした。動物関連認定など、例えばペット管理栄養士や愛玩動物飼養管理士などは各10ポイントで、上限が30ポイントであるとか、社会活動歴や専修学校の教員歴等も評価し、決して安易な方法で資格を取得したわけではないということを、誰かが言わないといけないと思いました。当時、認定に関わった私としては、これは声を大にしてお伝えしておきたいと思っております。

○西村座長

ありがとうございます。なかなか大変御苦勞があったと思いますが、それがあるので、この講習会の一部免除を考えるということになったという経緯だと思います。

他にございますでしょうか。

○水越委員

質問というか、よく分からなかったところですが、資料3-2の2) 現任者の③の認定動物看護師取得者のうち、動物看護課程の既卒者でない者が③ということですね。講習会の実技相当の方が免除と読めるのですが、実習内容について決まっていないので、議論が難しいのかもしれませんが、恐らく前回、業務範囲となった補液や、留置針の設置や、マイクロチップなど、その辺りが入ってくる可能性が大きいのではないかと思います。そう考えた場合、実務経験がある人はこの部分を免除しても良いのかと。先ほど、個々の事情を踏まえるといろいろなパターンの講習会になってしまうので、あまり個々の事情は含めないという説明がありましたが、いろいろなパターンができてしまうのではないかと思います。その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○西村座長

農水省の方お願いします。実技が免除ということではないですね？

○農水省（中元）

実技が免除ではなく、むしろ講習会の残っている部分に実技が入っております。③の方には、実技相当プラスアルファ何かをやっていただくということを考えております。

○水越委員

ごめんなさい。その部分に（実技相当）と書いてなかったもので、それを免除と考えてしまいましたが、そうではないということですね。何か講習会の一部を免除しようということによろしいですか。

○農水省（中元）

さようでございます。

○水越委員

はい、理解いたしました。

○西村座長

他にございますでしょうか。

○桜井委員

資料3-2(2)の予備試験ですが、予備試験に関しては1本でしょうか。予備試験の内容を①、②、③の方のレベルに応じて分けるという考えでしょうか。

○農水省(中元)

予備試験につきましては1本で考えております。法律の規定に基づいて、実施されると考えております。

○西村座長

他にございますでしょうか。

○東海林委員

資料3-2について質問をさせていただきます。かなり複雑な状況を非常に分かりやすく整理していただいたと思っております。ただ、現実的に、具体論を少し考えてみますと、いろいろと分からないところがでてきました。例えば、講習会は基本的に座学と実技からなるということは、事務局では既に想定されていると理解しております。では、講習会が座学と実技の2つの要素からなるとした場合に、本試験に向かって何か足りないから実技と座学の講習会をするということになると思いますが、いわゆる、何をどこまで補うために、講習会の実技と座学を行うのかという考え方を教えていただければと思っております。

○農水省(中元)

お答えします。そこに関する通り、座学と実技相当と書かせていただいております。なぜ実技相当と書いておりますかという、第3回検討会において、講習会で本当に実技ができるのか、実現可能性について検討すべきという御意見をいただいておりますので、そこは実技相当という形で、こういったやり方をするかは今後整理をさせていただきたいと考えております。

基本的に、確かにベストなのは、足りない部分を講習会で全て補って初めて予備試験を受けるというのが理想ではございますが、御存知のように現任者の方にはいろいろな方がいらっしゃるということで、こちらにつきまして、ある程度講習会で補いつつも、最後は予備試験で知識の習得性を確認した上で、本試験に進んでいただくということで、制度が設計されており、愛玩動物看護師法のコンセプトであると承知しておりますので、そのように御理解していただければと思っております。

○東海林委員

ありがとうございます。移行期の特例措置なので、そういうことだと理解していますが、

実は、むしろ、現任者は2)よりも1)の方を見ながら質問をしています。例えば、動物専門学校で、いわゆるこれから決められるであろう本試験の該当科目を、実技相当も含めて全て2年間ないしは3年間100%やっておりますと。そういった状況があった時に、例えば、認定動物看護師未取得者の実技相当と座学を両方受けることになっておりますが、二重に講習会を受けないといけないのか。足りない部分を補完するといった、100%ではなくても、そういった講習会の意味合いがどこにあるのか。ただし、これを読むと、必ず既卒者・在学者に関しては講習会を受けなければいけないと書いてありますので、いわゆる100%修学していても、やはり講習会を受けなければいけないと。そうすると、なぜなのだろうかと思ったりもします。そういった意味で、この辺をどうやって整理される予定なのか、現時点でお考えがあればお聞かせください。

○西村座長

1)については、今日は議論をしませんので、御意見として伺っておくというだけにしますが、それについて考えがあれば、言っていただいても構いません。農水省どうでしょうか。

○農水省（中元）

似たような御意見かなと思われましたので、資料3-1の3ページですが、実際にこれから国家資格カリキュラムについて策定されるであろう実習について、実施されている学校の生徒さんは二重になってしまうという御意見だと思います。ただ、全ての大学や学校でそういった状況であるかは、まだ分かりませんし、いろいろな大学の実習状況を踏まえて講習会を設計しますと、場合分けが大変になると考えておりますので、現時点ではシンプルにパターンを考えて検討していくものと、事務局としては考えております。

○西村座長

ありがとうございました。他に御意見はございますでしょうか。

○横田委員

日本動物看護職協会の横田です。現任者につきまして、認定動物看護師の負荷軽減を御提案いただきまして、ありがとうございます。現段階で講習会の内容はまだ確定しないと思いますが、ボリュームとしてどの程度のものを予定しているのかを、できればお伺いしたいと思います。

と言いますのは、本日の資料4にありましても、施行から講習会、予備試験まであまり日程がなく、スケジュール的にも大変詰まっているかと思えます。特に現任者につきましては、実際に勤務しており、その中で講習会を受け、予備試験の準備、本試験へと臨んでいくものですから、オンライン等で行っていただけると良いかと思えますが、実際に講習会の時間数やボリュームが、もし主務省の方で御予定があればお知らせいただきたいと思えます。

○西村座長

かなり心配なところでもあるかなと思いますが、多分、他の資格試験などが参考になるのではないかと思います。農水省どうでしょうか。

○農水省（中元）

直近で国家資格化されました公認心理師という資格がありますが、そちらにつきましては、講習会が30時間ということで、大体4日間ぐらいで実施されていると聞いております。

ただ、働きながら受講することは大変な負担になりますし、第3回の検討会でまとめられました基本的な考え方の中で、現行の看護師が国家資格を得るための条件を必要以上に厳しくしないことや、先ほど横田会長からも御説明がありました通り、eラーニング等の活用も視野に入れることもございますので、できるだけそのハードルが上がらないような形で、今後事務局としても整理してまいりたいと考えております。

○西村座長

ありがとうございます。横田委員、よろしいでしょうか。

○横田委員

はい。ありがとうございます。

○西村座長

他にいかがでしょうか。

○境委員

日本獣医師会の境でございます。この愛玩動物看護師法の制定に当たって、私ども認定動物看護師の制度を推奨した立場から法制定の検討に当たって何らかの優遇措置が講じられないかということをお願いいたしましたけれども、やはり認定動物看護師と言えども、民間資格の1つということで、法的にそれを考慮することは困難ということで、1年半前に現在のように、認定動物看護師であっても必要であれば講習会、予備試験を受けるという仕組みになったのだらうと思います。

そういった意味では、座長が冒頭に法律で規定されたものを超えることはできないとおっしゃいましたので、そういった制限がある中で、認定動物看護師に講習会の中でいろいろと御配慮をいただいたことには、大変感謝をしておりますし、この辺が限界かなと納得もしているところでもあります。

先ほど、中元課長補佐から御説明があった第3回で、実技について必要あるのかという意見を出したのは私でございます。というのは、実技となると、やはりWEBでやるなどでは意

味がないもので、やはり実際に大学や然るべき養成所の場所を借りて、ある程度人数を絞って実技をする必要が出てくるのではないかと思います。

ただ、そうすると大変な数の受験者がいる中で、相当な手間暇、時間、日数もかかりますし、しかもその効果として、意味があるのかということもございます。実技を行ったという形式的なものに終わってしまうのではないかと、私は感じております。これは以前も申し上げましたが、獣医師国家試験に失礼ではございますが、以前に獣医師国家試験が記述式の時に口述試験という実技試験がありましたが、記述試験は1日半で終わりましたが、口述試験は3日から5日もかけて行いました。それを止めたわけですが、なぜかと言うと、受験者を落とさないわけです。ですのでやっても意味がないということで、口述試験を止めました。

今回の愛玩動物看護師の実技も、やっても良いのですが、実際は大学既卒者の方や、施行後に卒業した方や、5年間の実務経験がある方という条件が付いています。少しの時間実技を行っても意味がないのではないかと、大変な苦勞をし、働いている方は休んで対応しなければならないという、そういった犠牲を払ってまでやる必要があるのかどうかということで、十分御検討いただきたいというお願いをいたしました。しつこいようですが、改めて趣旨を述べさせていただきます。ありがとうございました。

○西村座長

ありがとうございます。今、コロナ禍で外科実習もオンラインで行っておりますので、実習はオンラインでも可能だと思います。今の点、農水省どうでしょうか。

○農水省（中元）

こちらから申し上げた通り、御意見をいただいたことは十分認識しておりますので、その点を踏まえて、今後事務局としても整理していきたいと思っております。

○西村座長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございます。大方御理解いただけたと思っておりますので、事務局が示したとりまとめの方向性で報告書案としてとりまとめさせていただきます。本検討会の結果を踏まえ、具体的な講習会の内容について、ワーキングチームの方で検討いたします。

次に、議事（4）その他について、事務局で何かありましたらよろしく願いいたします。

○環境省（小高）

環境省の小高でございます。それでは、その他事項についてですが、資料4について御覧ください。

資料4については、「愛玩動物看護師法施行スケジュール（想定）」として、いつも更新が

あるたびに、お示ししている資料でございます。今回、新たに更新した点がございましたので、御報告申し上げます。

一番右の令和4年度～5年度のところで、オレンジ色の吹き出しで書かれているところですが、これまで本試験についての具体的な1回目の開催時期については言及しておりませんでした。しかし今回、第1回目の本試験の時期について、令和5年2月末から3月頃に第1回試験を実施ということで予定していますということを報告させていただきます。

あわせて、参考資料4についても御紹介しておきます。参考資料4については、愛玩動物看護師国家資格受験資格の特例スケジュールということでお示しした資料でございます。専修学校、短期大学、大学と帯が書いてありますが、左側の方に既卒者・在学者の特例措置に該当する学生、そして、一番下の国家資格カリキュラムに該当する学生ということで、今回第1回の本試験が令和5年2月末から3月頃ということで御報告した次第ですが、このスケジュールに則りますと、法の施行日、そして緑色の予備試験、青色の国家試験が、各年度に入学した学生がどういったスケジュールで予備試験や本試験を迎えるのかをお示したものでございます。

なお、国家資格カリキュラムのところについて申し上げますと、令和4年度に3年制の専修学校、そして短期大学、大学ということで帯が書いてありますが、令和4年5月1日に国家資格カリキュラムを開始できる学校につきましては、令和4年度に開始したカリキュラムの1カ月後に養成所等に認定されれば国家資格カリキュラムを開始できる学校につきましては、通常ルート、つまり、講習会を経ずに通常の受験資格として扱われることをお示しているものでございます。

参考資料4についての御紹介は以上です。その他事項については、御説明は以上になります。

○西村座長

ありがとうございます。今の点につきまして何か御質問や御意見がありますでしょうか。

○下菌委員

今の御説明で、令和4年度入学生も通常ルートとみなしていただくということの御説明だったのと思いますが、御配慮をありがとうございます。

そして、それに向かいます、養成所の指定申請につきましては、令和4年5月1日になろうかと思いますが、そうすると、その前に指定申請をすることができるということで、今御検討をいただいているのでしょうか。

○環境省（小高）

具体的な各学校にとっての参考になるスケジュールは、来年3月の第5回の検討会の報告書を出す時にあわせて具体的なものをお示しできればと思っております。下菌委員がお



尋ねの通り、令和4年5月1日に養成所等の認定を受けることを仮定すれば、その前に申請の 절차를自治体の方に行わなければなりませんので、令和4年5月1日の施行日に間に合わせる前提で、両省の主務省令で準備手続についての規定を設けることによって、例えば、来年度早々に今回の検討会の報告書を踏まえた政省令整備が行われ、その後に各学校が理事会等を経て、具体的な申請手続に入れるような、頭で皆様がお困りにならないスケジュールで各種準備を進めていきたいと考えております。

○下菌委員

大変ありがたい御配慮をいただくことだと思っております。このことにつきまして、今日も傍聴されている方も多いかと思いますが、正式な決定という形でお知らせをしてもよろしいでしょうか。

○環境省（小高）

正式な決定で言いますと、きちんと資料にしつらえた上で、これが正式ですというタイミングが正式になります。今、御質問をいただいた点を踏まえて、仮にこのようなスケジュールでこれから考えを固めていくということでお話いたしましたので、この範囲であれば、お知らせしていただければと思いますが、正式ということではないことを御理解いただければと思います。

○下菌委員

ありがとうございました。

○近江委員

日本動物保健看護系大学協会の近江でございます。今の質問と重なってしましますが、令和4年度で通常ルートということで、しつこいようですが大事なところなので質問させていただきますと、令和4年5月1日施行ということになりますと、施行日前に入学した者は特例措置の方にこれまでは入るのかという認識でしたが、遡って、ここでカリキュラムができていれば、準備が整って指定が受けられれば、4年度からも通常ルートで可能という認識でよろしいでしょうか。

○環境省（小高）

御理解の通りで結構でございます。令和4年5月1日に当然間に合わない、そこまでに幾つかの要件を満たせず、令和5年度から開始しようという学校も当然出てきますので、令和4年度入学生につきましても、法律の施行日前の入学生なので、当然資料1でいうところの真ん中の段に当てはまり得る学生でもあります。

ただし、実際は、実態上は令和4年5月1日に通っている学校が要件を満たしていれば、

ほぼ10分の9ぐらいは国家資格カリキュラムで学生時代を過ごしますので、そこは国家資格カリキュラムの通常ルートで読み込んで良いという考え方でございます。

○近江委員

ありがとうございます。

○西村座長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○東海林委員

参考資料4に関しての質問です。一番上の専修学校2年制、令和元年度からというところを想定して質問いたします。

まさに資料3-1にありましたように附則第2条第1号に該当する2年制の学校と、そうではない2年制の学校に理論的には分かれると思いますが、附則第2条第1号に該当する専修学校か否かというところについては、カリキュラムの策定を今ワーキングチームの方で行っているかと思いますが、これがある程度決まった時点で、科目の範囲はいずれ示されるものと考えてよろしいでしょうか。

○環境省（小高）

御指摘の通り附則第2条の真ん中の段に該当する大学なのか、養成所なのかというところは、当然履修されているカリキュラムにフォーカスをしていくこととなりますので、今後、ワーキングチームを経て決まったカリキュラムを踏まえて、科目要件などを規定していきますが、当然そこに合致してくることが証明されて初めて特例措置の学校であるかどうかが決まっていきますので、そこは明確に規定をしていきたいと思っております。

○東海林委員

よろしく願いいたします。恐らく、特に専修学校では、今の看護師法の運用の状況を見ながらカリキュラム、学習すべき科目を臨機応変に、かなり流動的に変えていっているのかなと思いますので、そういった意味では、できるだけ具体的に附則第2条第1号に当たるものなのかどうか、履修科目でもって簡単に判断できるようにしていただきたいと思います。

先ほど全ての科目、愛玩動物看護師の科目として決められたものを全て100%履修していなくても、必要な部分を履修していれば附則第2条第1号に該当するという考え方もあり得るという御説明を聞いておりますので、その辺についての御配慮もいただければと思います。

○西村座長

環境省何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、よろしいでしょうか。  
ありがとうございました。本日の議事は以上になります。全体を通して、何かございます  
でしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、事務局にお返しいたします。

○環境省（東）

皆様、長時間の御議論ありがとうございました。

今後のスケジュールとしましては、1月、2月にワーキングチームで愛玩動物看護師の養成に必要な科目等について検討を行い、3月の第5回検討会でとりまとめを行うこととして  
います。第5回検討会は3月22日15時から開催予定となっております。なお、第2回の  
ワーキングチームは、1月8日（金）15時から18時を予定しております。

以上をもちまして、本日の愛玩動物看護師カリキュラム等検討会を閉会いたします。あり  
がとうございました。

以上